

# 豊橋障害者(児)団体連合協議会 会則

## 第1条 (名称)

本会は、豊橋障害者(児)団体連合協議会（略称「豊障連」）という。

## 第2条 (事務局)

本会は、事務局を豊橋市東新町15番地  
豊橋市障害者福祉会館（略称 豊障会館、愛称 さくらピア）内に置く。

## 第3条 (目的)

本会は、すべての障害者団体が協力して、障害者およびその家族が広く住民との交流を深めながら地域障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

## 第4条 (構成)

本会は、豊橋市内の障害者団体によって構成する。

## 第5条 (事業)

本会は、第3条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 構成団体相互の各種情報交換
- (2) 構成団体相互の親睦・交流を図るための活動
- (3) 障害者関係機関との連携
- (4) 障害者の社会参加を目指すための活動
- (5) すべての障害者に対する正しい理解を求めめるための地域啓発活動
- (6) 豊橋市障害者福祉計画等の福祉施策に対する各種要望活動
- (7) 関係機関等から委託された各種事業の運営
- (8) 目的の達成上必要とされるその他の事業

## 第6条 (役員)

本会は、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 各構成団体から2名（ただし会長・副会長・会計の兼任可）
- (4) 評議員 各構成団体から2名（ただし監事の兼任可）
- (5) 会 計 1名
- (6) 監 事 3名

## 第7条 (顧問、相談役)

本会が必要とする場合は理事会議決によって顧問・相談役・参与を置くことができる。

## 第8条 (役員の仕事)

本会の、役員の仕事は下記のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故が生じた場合はその職務を代行する。
- (3) 理事は、会の各業務内容を審議するほか、会務を分掌しその運営執行にあたる。
- (4) 評議員は、評議員会において理事会が審議提案した業務案等に対して最終要否決定を与える。

(5) 会計は、「会費」「委託事業費」等の出納状況を適正に管理し、理事会の決済と評議員会の承認を受ける範囲で運用する。

(6) 監事は、収支決済報告等の会計業務の監査および指導を行う。

#### 第9条（役員任期）

本会の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

役員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第10条（役員選出）

本会の理事および評議員は加盟団体から選出されたもので構成する。

#### 第11条（役員報酬）

本会の顧問・相談役を含む役員は原則として無報酬とする。ただし、必要な費用弁償及び必要な手当等については理事会の承認を得た上で受けることができる。

#### 第12条（会議）

本会は、下記の会議を開催する。

(1) 理事会は、正副会長と各加盟団体から選出されたもので構成され、原則として月1回、会長が召集して開催する。ただし、必要に応じて臨時理事会が開催される場合がある。

理事会の議長は会長が務め、下記の事項を審議、決定する。

- a. 評議員会に提出する事項
- b. 評議員会の議決を必要とする事項以外の重要事項
- c. 評議員会の決議により委任された事項
- d. 会則および細則等の原案の作成事項
- e. その他、理事会が必要とする事項

(2) 評議員会は、正副会長と理事および各加盟団体により選出された評議員によって構成され年1回、会長が召集して開催する。ただし、必要に応じて臨時評議員会が開催される場合がある。

評議員会の議長は副会長が勤め下記の事項を審議、決定または承認する。

- a. 会則および細則等の規約の変更に関する事項
- b. 理事会から出された事業報告及び収支決算報告の承認に関する事項
- c. 理事会から出された事業計画案及び収支予算案の決定に関する事項
- d. 改正役員承認に関する事項
- e. その他、評議員会が必要とする事項

評議員会の議事は、構成委員の過半数方式で決し可否同数の場合は議長の決するところとする。

#### 第13条（会計）

本会の活動財源は、下記の収入を持ってあてる。

- (1) 会費
- (2) 各種補助金
- (3) 各種寄付金
- (4) その他の収入

会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 【細 則】

- (1) 本会は次の団体で構成する。
  - 豊橋市肢体不自由児(者)父母の会
  - 豊橋市聴覚障害者協会
  - 豊橋市手をつなぐ育成会
  - 豊橋身体障害者協会
  - 豊橋身体障害者(児)福祉団体連合会
  - 豊橋精神障害者地域家族会
- (2) 本会の理事は、各団体より2名とする。
- (3) 本会の評議員は、各団体より2名とする。
- (4) 本会の会長・副会長・会計は、理事より選出する。
- (5) 本会の監事は、評議員より選出する。
- (6) 本会の会費は理事会で決める。
- (7) 本会に事務職員をおくことができる。
  - 事務職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
- (8) 慶弔費に関しては、別途規定を定める。

## 【附 則】

- (1) 本会則は、平成13年6月23日から実施する。
- (2) 本会則は、平成15年4月26日に改正、同日から実施する。
- (3) 本会則は、平成16年4月24日に改正、同日から実施する。
- (4) 本会則は、平成21年4月18日に改正、同日から実施する。
- (5) 本会則は、平成22年10月7日に改正、同日から実施する。
- (6) 本会則は、平成24年4月21日に改正、同日から実施する。